

令和8年度経営改善支援事業の補助に関する変更について（お知らせ）

このたび、令和8年度経営改善支援事業の補助事業において、変更がありましたので、お知らせします。

1 補助対象者

認定農業者（一部、認定農業者が8割以上で構成された農業者団体（3人以上）メニュー有）

【制度の大きな変更点】

令和7年度まで 1回目の補助を受けた後、7年以上経過後に2回目の申請が可能
 令和8年度より 過年度実績による制限なく申請可能
 ※ただし過年度実績がない初回申請者を優先します

2 補助対象経費、補助率

補助対象経費	補助率及び補助金額	備考
1 農業経営の改善のために導入する農業用機械・設備・備品等の購入等に必要経費	50%以内 ただし、補助金額50万円を上限とする。	※認定農業者個人の方向け ※消費税を除く
2 農業経営の改善のために導入する生産用施設の設置に必要な経費		
3 農業生産用施設の防災を目的とした補強等に必要な資材の設置に必要な経費	50%以内 ただし、補助金額20万円を上限とする。	
4 農業経営の改善のために導入する農業用機械・設備・備品等の購入等に必要経費	80%以内 ただし、補助金額80万円を上限とする。	※認定農業者が8割以上で構成された農業者団体（3人以上）向け ※消費税を除く

3 申込締切日

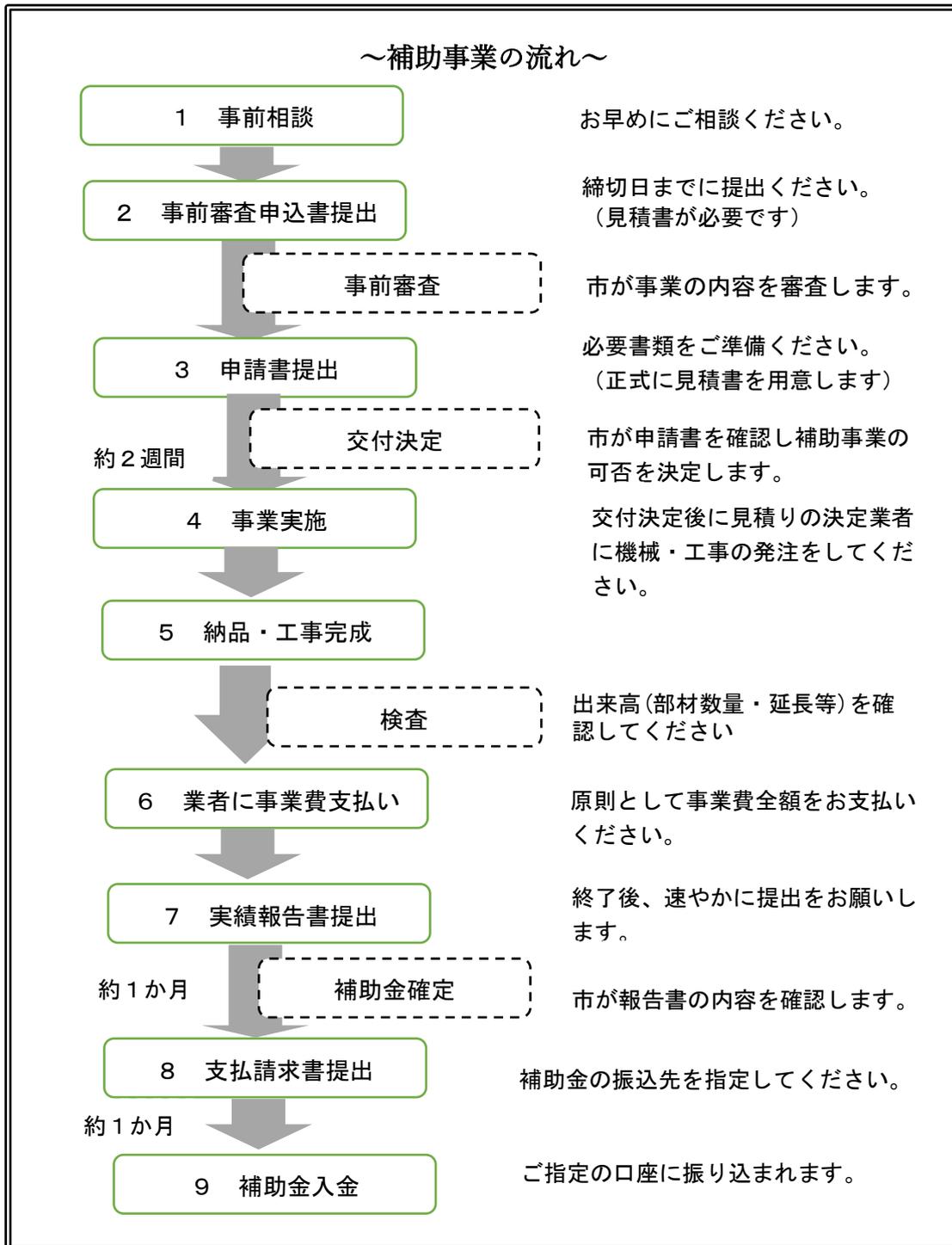
令和8年5月15日（金）

- ・補助事業のご利用に当たっては、事業実施の可否についての事前審査を行います。
- ・事前に見積書などの書類の提出が必要になりますので、ご希望の方は早めに下記の間合せ先にご連絡ください。
- ・お申込多数の場合、ご希望に添えない場合があります。
- ・補助事業の流れ、注意事項は、裏面をご覧ください。
- ・令和8年度予算の執行を伴うため、市会での予算議決後に確定します。

4 お申込み・問合せ先

北部農政事務所 Tel948-2480 FAX948-2488
 南部農政事務所 Tel866-8493 FAX862-4351
 農業振興課担い手担当 Tel711-0636 FAX721-6356（畜産のみ）

5 補助事業の流れ



【注意事項】

- ①機械等購入、工事の見積り及び発注先は、原則として横浜市内の業者となります。
- ②必要な見積業者の数は、事業の金額や種類によって異なります。

	～100万円未満	100万円～1000万円未満	1000万円以上
工事の場合	1者以上	2者以上	5者以上
機械等の購入等の場合	1者以上	2者以上	3者以上

- ③実績報告書は事業終了後、速やかに提出してください。原則として2027年2月25日までにご提出ください。
- ④申請にあたっては、関係法令等を遵守する必要があります。